

蓄電システムの 設置費用を補助します

東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金



補助対象者(以下すべての要件を満たす方)

- ① 村内の戸建住宅(店舗等の併用住宅を含む)に蓄電システムを設置した方、または、村内に所在する蓄電システム付の戸建住宅を購入した方のいずれかである。
- ② 蓄電システムの設置場所に住所を有する。
- ③ 村税の滞納がない。
- ④ システムを設置する住宅において、申請者本人または生計を一にする者が「茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業に基づく補助を受けていない。
- ⑤ 茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録している。

※ 申請者又は申請者と生計を一にする方が、過去に蓄電システムに対して本補助金の交付を受けている場合及び、同一の住宅に対して過去に本補助金の交付が行われている場合は対象外となります(太陽光発電システム、雨水貯留タンクと本システムの併用は可能です)。



対象機器・補助額

【補助対象機器】 以下の要件を全て満たす蓄電システムが対象です。

- ① システム設置年度において、国が実施する蓄電システムの補助事業における補助対象設備として登録されている設備
- ② 太陽光発電システムと接続され、かつ、当該システムにより発電される電力を充放電できるものであること。
- ③ 蓄電池部から供給される電力が、蓄電システムを設置した住宅等において使用されるものであること。
- ④ 未使用品であること。
- ⑤ 令和6年4月1日以降に購入・設置されたシステムであること。

【対象設備・参考ページ例】
一般社団法人環境共創イニシアチブ



【補助金額】 **10万円(定額)**

※予算に達した時点で受付終了となります。**申請方法は裏面**をご覧ください。
残り受付件数は村公式ホームページにて公開しています。

問い合わせ
申請先

東海村村民生活部環境政策課 環境計画・緑化推進担当
〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号
電話:029-282-1711(代) / メール:kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp



申請方法

村公式ホームページ



※蓄電システム設置後の申請です。購入(設置)前の申請はできません。



① 環境政策課へ書類を提出

システムの購入・設置完了後、**6月以内**に以下の書類を環境政策課窓口へ提出してください。※太陽光発電システムと同時に設置し、同時に補助金申請を行う方は、太陽光発電システムの売電開始日が属する年度の翌年度末まで申請が可能です。

No.	書 類	備 考
1	補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号)	村公式HPよりダウンロード、または窓口にて配布
2	蓄電システムのメーカー名、製品名 及び型式が確認できる書類	カタログ、製品紹介の写しなど
3	蓄電システムの設置に係る支出が確認 できる書類の写し	蓄電システムのための設置費用が明記されたもの ※領収書が発行されない場合は振込票の写しや内訳書など
4	蓄電システムの設置後の写真	住宅の全景及び蓄電システムが写っているもの
5	蓄電システム設置場所の案内図	建築確認時の案内図、住宅地図、Googleマップなど
6	太陽光発電システムとの連携が確認 できる書類	接続図、系統図、室内電力モニターなど(太陽光パネル の写真でも可)
7	申請者が、茨城県が実施する「いば らきエコチャレンジ」に登録している ことが確認できる書類	ログイン後のホーム画面の写しなど 【いばらきエコチャレンジ】ログイン画面⇒ 
8	申請者の納税証明書(東海村の村税 に未納がないことの証明)	申請時において村税が課税されていない場合は不要 (他市町村からの転入等で、固定資産税等の課税もない場合等) ※税務課で発行 ※複数システムの申請を行う場合は1通のみ添付



② 補助金交付決定、振込

補助金の交付決定後、環境政策課から交付決定通知書が送付されます。併せて補助金の振込日も通知いたしますのでお確かめください。